

射水市建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、射水市が発注する建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる余裕期間制度（以下「フレックス方式」という。）の試行に関し、射水市建設工事施行に関する事務取扱要領（平成18年射水市告示第41号。以下「事務取扱要領」という。）及び射水市建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領で使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事の始期 実際に現場において工事に着手する日をいう。
- (2) 工事の終期 工事の完成期限をいう。
- (3) 余裕期間 受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日から工事の始期の前日までをいう。
- (4) 実工期 実際に工事を施工するための期間（準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。
- (5) 全体工期 余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。

（対象工事）

第3条 フレックス方式の対象となる工事は、余裕期間を設定しても、工事目的物の供用開始に影響を及ぼさない工事で市長が必要と認めるものとする。

（工事の始期及び終期）

第4条 工事の始期の期限は、契約締結日から90日間を限度として、工事毎に定めるものとする。

- 2 発注者は、工事の始期の期限及び工事の終期の期限をあらかじめ定め、公告時に入札参加資格者に対し、明示するものとする。
- 3 受注者は、契約締結日から工事の始期の期限までの間で、休日（射水市の休日を定める条例（平成17年射水市条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く任意の日を工事の始期として設定することができる。
- 4 受注者は、工事の終期の期限までの間で、休日を除く任意の日を工事の終期として設定することができる。
- 5 受注者は、第3項及び前項の規定により工事の始期及び終期を定める場合は、契約締結前に工事の始終期通知書（様式第1号）を発注者に提出しなければならない。

（工事始期前の取扱い）

第5条 受注者は、余裕期間の間は、工事（工場製作、測量、資機材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の

準備及び技能労働者の手配（以下「準備等」という。）については、この限りでない。

2 余裕期間の間に行う前項の準備等は、受注者の責任において行うものとする。

3 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

（契約関係の取扱い）

第6条 フレックス方式を実施する場合における発注者と受注者の契約関係の取扱いについては次のとおりとする。

(1) 事務取扱要領第16条の工事請負契約書に記載する工期は、全体工期及び実工期とする。

(2) 受注者は、事務取扱要領及び約款の規定にかかわらず、工事の始期に事務取扱要領第23条の工事工程表及び同要領第25条の請負代金内訳書を提出するものとし、この場合において、工事工程表には余裕期間を明示するものとする。

(3) 受注者は、事務取扱要領及び約款の規定にかかわらず、工事の始期に事務取扱要領第27条の規定による現場代理人等届を発注者に提出するものとする。

(4) 受注者は、特記仕様書に基づき、工事の始期後14日以内に施工計画書を発注者に提出するものとする。

(5) 受注者は、特記仕様書に基づき、工事の始期後10日（休日を除く。）以内に受注時のコリンズ（CORINS）に登録するものとする。

(6) 受注者は、工事の始期以後より前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、当該工事を実施した年度内に前払金を払わない工事については、この限りでない。

(7) 契約保証の期間は、契約締結日から工事の終期までとする。

(8) 受注者は、特記仕様書に基づき、工事の始期後速やかに、退職金制度届出書を発注者に提出するものとする。

（事務処理要領）

第7条 事務手続きについては、次のとおりとする。

(1) 手続1（設計書作成担当者）

ア 工事設計図書の余白に「余裕期間制度対象工事」と明示することとする。

イ 特記仕様書には次のとおり記載することとする。

第〇条 余裕期間制度（フレックス方式）対象工事

1 本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる工事であり、射水市建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領に基づき実施するものとする。

2 工事の始期の期限は契約締結日から〇〇日以内、工事の終期の期限は、〇年〇月〇日とする。

- 3 受注者は、工事の始期後14日以内に施工計画書を発注者に提出するものとする。
- 4 受注者は、受注時のコリンズ（CORINS）への登録については、工事の始期10日（休日を除く。）以内に登録するものとする。
- 5 受注者は、工事の始期後に速やかに、退職金制度届書を発注者に提出するものとする。
- 6 余裕期間内に行う資機材の準備及び技能労働者の手配その他の準備等に必要な現地への立入り（工事着手以外の行為に限る。）については、発注者に了解を得るとともに関係法令等に基づく必要な手続きを行うものとする。
- 7 受注者が工事の始期及び終期を設定する場合、契約締結前に工事の始終期通知書により工事の始期及び終期を担当部署に通知するものとする。
- 8 その他この特記仕様書に記載のないことについては、射水市建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領によるものとする。

(2) 手続2（入札公告作成担当者）

ア 条件付き一般競争入札の個別公告に次のとおり記載することとする。

工 期	<p>契約を締結した日から工事完成期限日まで</p> <p>ただし、本工事は余裕期間制度（フレックス方式）対象工事であり、次に記載した工事の始期及び終期の期限内で、受注者は工事の始期及び終期を設定することができる。</p> <p>工事の始期の期限：契約締結日から〇〇日以内</p> <p>工事の終期の期限：工事完成期限のとおり</p> <p>受注者が工事の始期及び終期を設定する場合、契約締結前に工事の始終期通知書（様式1号）により工事の始期及び終期を担当部署に通知すること。なお、工事の始期及び終期は、日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとする。</p>
-----	--

イ 指名競争入札では、次の資料を指名通知に掲載することとする。

<p>本工事は、余裕期間制度（フレックス方式）対象工事であり、次に記載した工事の始期の期限及び工事の終期の期限の間で、受注者は工事の始期及び終期を設定することができる。</p> <p>工事の始期の期限：契約締結日から〇〇日以内</p> <p>工事の終期の期限：工事完成期限のとおり</p>
--

(3) 手続3（受注者）

ア フレックス方式を実施する受注者は、契約締結前に工事の始終期通知書（様式

第1号)により工事の始期及び終期を発注者に通知するものとする。

- イ 受注者は、工事の始期又は終期の変更を希望する場合、工事の始終期変更届(様式第2号)を発注者に提出し、工事の始終期の変更の承諾について(様式第3号)により発注者の承諾を受けることとする。ただし、全体工期の延長又は短縮に伴う工事の終期変更において、変更後の工事の終期を発注者が定める工事の終期の期限と同日とする場合は、この限りではない。

(4) 手続4(契約担当課)

ア 工事の始終期通知書(様式第1号)に記載された工事の始期及び終期が、特記仕様書に明示した工事の始期及び終期の期限内であることを確認し、契約書を作成するものとする。

- イ 受注者の設定した工事の終期が工事施行伺の工期末と異なっている場合は、契約時に契約管理システムの工期末を受注者が指定した工事の終期に変更入力するものとする。

(5) 手続5(受注者)

ア 受注者は、工事の始期に事務取扱要領第23条の工事工程表(事務取扱要領様式第18号)及び同要領第25条の請負代金内訳書を提出するものとし、この場合において、工事工程表には余裕期間を明示するものとする。

- イ 受注者は、工事の始期に現場代理人等届(事務取扱要領様式第21号)を提出するものとする。

ウ 受注者は、工事の始期後14日以内に施工計画書を提出するものとする。

エ 受注者は、受注時のコリンズ(CORINS)への登録について、工事の始期後、10日(休日を除く。)以内に登録するものとする。

オ 受注者は、工事の始期後速やかに、退職金制度届出書を提出するものとする。

カ 受注者は、始期以後より前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、当該年度の支払いを行わない工事については、この限りでない。

(経費の負担)

第8条 フレックス方式の実施により増加する経費は、受注者の負担とする。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行し、同日以後に公告又は指名を行う対象工事から適用する。